

娘



無事に2人目の子どもが生まれました。
私と同じ6月生まれの子です。

息子のときは最初の半年がとても大変だったので、今回も覚悟して育児をしようと思います。今のところ息子よりも手がかからないので、このまま育てやすい子でいてくれたらと祈るばかりです。

少しだけ懸念していた息子の赤ちゃん返りですが、杞憂に終わりました。息子は「赤ちゃんかわいい！」などと言っており歓迎モードです。妹を優しくなでてあげたりしているのをみると、お兄ちゃんとしての自覚が出てきているようです。なお、性別は違いますが娘はお兄ちゃんによく似ています。

ネタ切れ

思いつきで始めたかつこよさげな表現のシリーズでしたが、早くもネタが尽きました。

もっとあるはずなのですが、私の引き出しの少なさに自分自身驚いています。今後は思い出した際に不定期でお伝えします。

逆にかっこわるい言葉ですが、法律相談をしていると必然的に「証拠」という話になります。私が証拠と言っているのに、あえて英語で「エビデンス」と言ってくるルー大柴的な人もいて少し困惑します。

交通事故の加害者が任意保険に未加入の場合

このようなケースで被害者側の代理人をやったことが何度かあります。結論からいうと、お金の回収は相当難しいです。

強制保険である自賠責は人身損害のみであり物損は対象外です。人身についても自賠責で補償される範囲は決まっています。そこで、自賠責で補償される範囲を超える人身損害と物損については任意保険で処理するのが一般的です。つまり、事故の加害者が任意保険に入っていないと、この部分の損害を加害者本人から回収しなければなりません。

ですが、加害者本人が十分にお金をもっているとは限らず、結局のところ泣き寝入りとなってしまうことが多いです。もちろん、裁判をして判決を取得することはできますが、お金を回収できなければ判決は紙切れ同然です。

というようなことを法律相談の際に説明すると、受任まで至らずに終わってしまうこともあります。実際に本人から回収できたこともありますので、とりあえずは相談してみましよう。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00~18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設